

生 企 第 3 6 号
令 和 元 年 5 月 1 0 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

警備員指導教育責任者講習の実施について

みだしについて、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対する講習（以下「新規取得講習」という。）及び資格者証等の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習（以下「追加取得講習」という。））を次のとおり実施するので、受講申込みに伴う事務の適正な取扱いに努められたい。

記

1 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間（講習時限数）	実施時間
2号新規取得講習 （雑踏・交通誘導 警備業務）	令和元年6月24日（月）から7月1日（月）までの6日間（土曜日及び日曜日を除く。）（38時限）	午前9時から午後4時55分まで
2号追加取得講習 （雑踏・交通誘導 警備業務）	令和元年6月27日（木）から7月1日（月）までの3日間（土曜日及び日曜日を除く。）（14時限）	午前9時から午後4時まで

注）講習の最終日には、修了考査（5肢択一式の筆記試験で新規取得講習は問題40問、追加取得講習は問題14問）を行う。

2 実施場所

青森市問屋町1丁目10番10号 青森市はまなす会館

3 受講定員

(1) 2号新規取得講習 17人（予定）

(2) 2号追加取得講習 4人(予定)

4 受講対象者

(1) 2号新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 2号追加取得講習

受講申込日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けているもので、4の(1)のアからオのいずれかに該当する者

5 受講申込みの受付要領等

(1) 受付期間及び時間

講習の区分	受付期間	受付時間
2号新規取得講習	令和元年5月27日(月)から同月31日(金)までの間	午前9時から午後5時までの間
2号追加取得講習	令和元年5月28日(火)から同31日(金)までの間	

(2) 受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 受付の締切り

受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

(4) 受講申込みの書類

申込書	講習規則別記様式第1号の受講申込書 1通 (申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1葉を貼り付けること。)
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 4の(1)のアに該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る別記書式例第1の書面（以下「警備業務従事証明書」という。ただし、警備業務従事証明書を提出できない場合は、当該事情を疎明するため別記書式例第2の書面（誓約書）を疎明資料として提出させること。以下同じ。）及び履歴書2 4の(1)のイに該当する者 1級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し3 4の(1)のウに該当する者 2級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書4 4の(1)のエに該当する者 旧1級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し5 4の(1)のオに該当する者 旧2級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書6 既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し（追加取得講習の受講申込みの場合に限る。）

(5) 手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙（他都道府県の収入証紙は不可）により、手数料納付書（警備業事務処理要領第5号様式）に貼付させ、納付させること。

講習の区分	受講手数料
2号新規取得講習	38,000円
2号追加取得講習	14,000円

なお、手数料納付書に貼付されている青森県収入証紙に消印を押さないこと。

6 受講申込みの受付上の留意事項

- (1) 郵送による申込みを認めないこと。
- (2) 受講申込書（添付書類を含む。）に記載されている氏名、本籍、住所等及び講習対象者に該当するか否かを確認するとともに、勤務先（所属警備会社）、連絡先を聴取し、事後連絡手段を確保すること。
- (3) 受講申込書を受理したときは、速やかに生活安全企画課に電話報告し、同課が指定する受理番号を受講申込書所定欄に記入するとともに、受講申込者に対し、別添「受講のしおり」を交付すること。

なお、公正さを確保するため、電話報告は申請ごとに行うこと。

- (4) 受理した受講申込書は、その日の受理分を取りまとめて別添進達書（1件ごとに進達する必要はない。）により速やかに生活安全企画課に送付すること。

なお、受講申込書は1通のみの提出となることから、受理警察署において1部コピーして保管すること。

- (5) 新規取得講習及び追加取得講習の実施については、青森県報に登載されて公示されるとともに、青森県警察ホームページにも掲載することから、各警察署においても別添「広報用チラシ」を活用し広報活動に努めること。

担当 生活安全企画課
許可等事務担当室

別記書式例第1（講習規則第4条第2項の証する書面）

警 備 業 務 従 事 証 明 書	
住 所	
氏 名	
生年月日	
上記の者が	年 月 日から 年 月 日までの間（ 年 月間） 年 月 日から現在までの間（ 年 月間）
_____警備業務に	従事していた 従事している
ことに、間違いありません。	
青森県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所又は主たる営業所の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名	
㊟	
認定証を交付した公安委員会の名称 公安委員会	
認定証の番号	
第	号

記載要領

- 1 _____の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第1号（第4条、第13条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年	：	月	：	日		
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者									
※ 修了証明書交付年月日		：	年	：	月	：	日	※ 種別		
※ 修了証明書交付公安委員会		：		※ 修了証明書の番号		：	：	：	：	：

警備員指導教育責任者講習
 機械警備業務管理者講習
 受講申込書

年 月 日

公安委員会 殿

申込人の氏名

㊞

申 込 人	(フリガナ) 氏 名																			
	住 所																			
	生 年 月 日	電話	()	-	番	番	性 別	1. 男	2. 女										
	本籍又は国籍	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	1	2	3	4	：	：	：	：	※	：	：	：
受 講 希 望 期 間	年 月 日から 月 日まで																			
実 施	※受講期間																			
	※受講場所																			
	※考査の結果	合 ・ 否																		
6か月以内に撮影した 無帽、無背景の顔写真 をはること。																				
撮影 年 月 日																				

(警備員指導教育責任者講習の受講を申請する場合)

受講を希望する講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
既に取得している資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「受講を希望する講習に係る警備業務の区分」欄及び「既に取得している資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 5 号様式

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

氏名

印

手 数 料 納 付 書

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例第 2 条の規定により、手数料を納付します。

納 付 金 額	3 8 , 0 0 0 円
納 付 目 的	警備員指導教育責任者講習受講手数料 (2 号新規取得講習)
証紙ちょう付欄	

備考 申請者が個人である場合は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第 5 号様式

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

氏名

印

手 数 料 納 付 書

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例第 2 条の規定により、手数料を納付します。

納 付 金 額	1 4 , 0 0 0 円
納 付 目 的	警備員指導教育責任者講習受講手数料 (2 号追加取得講習)
証紙ちょう付欄	

備考 申請者が個人である場合は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

警備員指導教育責任者講習受講のしおり

2号新規取得講習（雑踏・交通誘導警備業務）

2号追加取得講習（雑踏・交通誘導警備業務）

受講される方はこのしおりをよくお読み下さい。

1 講習の区分、実施期間等について

講習の区分	実施期間（講習時限数）	実施時間
2号新規取得講習 （雑踏・交通誘導警備業務）	令和元年6月24日（月）から7月1日（月）までの6日間（土曜日及び日曜日を除く。）（38時限）	午前9時から午後4時55分まで
2号追加取得講習 （雑踏・交通誘導警備業務）	令和元年6月27日（木）から7月1日（月）までの3日間（土曜日及び日曜日を除く。）（14時限）	午前9時から午後4時まで

2 実施場所

青森市問屋町1丁目10番10号 青森市はまなす会館

3 修了考査について

講習の最終日に修了考査を行います。

(1) 修了考査の方法

5肢択一式の筆記試験問題で新規取得講習は40問（時間100分）、追加取得講習は14問（時間35分）出題します。

新規取得講習、追加取得講習ともに80%以上の成績を合格とします。

再考査は実施しません。

(2) 注意事項

○ 修了考査において不正行為をした者は、得点にかかわらず不合格となります。

○ 講習の5分の4以上出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を行います。

4 講習修了証明書の交付について

修了考査において合格した者には、講習修了証明書を交付します。

5 受講に当たっての留意事項

(1) 集合時間等

- 2号新規取得講習、2号追加取得講習ともに各講習初日の午前8時30分から受付を開始します（午前9時受付終了）。
- 2号追加取得講習受講者は、2号新規取得講習受講者と合同の受講となります。
- 各講習の2日目からは、講習開始の5分前には会場に集合し、係員の確認を受けてください。
- 講習期間中は、定められた時間を守ってください。

(2) 携行品

○ テキスト

事前に配本しますので、本しおり末尾に添付の要領により、「講習テキスト引換書」と引換えにより配付します。

事前配本を希望しない方は、講習初日に「講習テキスト引換書」と引換えに配付します。

○ 筆記用具

○ 印鑑（認印可）

○ 運動靴（新規取得講習受講者のみ～護身術実技訓練実施時、体育館で使用）

(3) 服装

服装の指定はありませんが、見苦しくない服装でお願いします。

(4) その他

- 受講申込みの手続完了後、あるいは講習期間中に途中退講した者等には受講手数料は返還しません。
- 講習時間内に早退あるいは遅刻する場合は、必ず担当係員に連絡してください。
- 昼食については自己負担となります（会場内に食堂はありません。）。
- 講習期間中、印鑑（認印）を使用することがありますので持参してください。
- 本講習に関する連絡先

【講習担当】

一般社団法人青森県警備業協会 電話 (017) 775-2230

【講習場所】

青森市はまなす会館 電話 (017) 738-4821

講習テキスト引換書

警備員指導教育責任者講習（2号新規取得・2号追加取得）

2号新規取得講習

2号追加取得講習

※ 2号新規取得講習、2号追加取得講習のいずれかを○で囲んでください。

受講番号		氏名
自宅	住所	〒
	電話番号	() -
勤務先	警備会社名	
	住所	〒
	電話番号	() -

※ 本講習のテキストを事前に希望する方は、当該書面に必要事項を記入して、警備業協会に送付して配本を受けてください（FAX可）。
詳しくは、青森県警備業協会へお問合せください。

一般社団法人青森県警備業協会
〒030-0802
青森市本町2丁目9番17号
青森県中小企業会館2F
電話 (017) 775-2230

警備員指導教育責任者講習の実施について (2号新規取得講習・2号追加取得講習)

主催 青森県公安委員会

講習の区分	実施期間(講習時限数)	実施場所	定員
2号新規取得講習 (雑踏・交通誘導警備業務)	令和元年6月24日(月)から7月1日(月)までの6日間(土曜日及び日曜日を除く。各日午前9時から午後4時55分まで) (講習時限数~38時限)	青森市問屋町1丁目 10番10号	17人(予定)
2号追加取得講習 (雑踏・交通誘導警備業務)	令和元年6月27日(木)から7月1日(月)までの3日間(土曜日及び日曜日を除く。各日午前9時から午後4時まで) (講習時限数~14時限)	青森市はまなす会館	4人(予定)

◇ 講習対象者

1 2号新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る警備業法第23条第4項の合格証明書以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

2 2号追加取得講習

受講申込日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、上記1の①から⑤のいずれかに該当する者

◇ 受講手数料(青森県収入証紙により納付)

- 2号新規取得講習 38,000円
2号追加取得講習 14,000円

◇ 申込み手続き

1 受付期間及び時間

講習の区分	受付期間	受付時間
2号新規取得講習	令和元年5月27日(月)から同月31日(金)までの間	午前9時から午後5時までの間
2号追加取得講習	令和元年5月28日(火)から同月31日(金)までの間	

2 受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 必要書類

- (1) 受講申込書1通(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の3×2.4センチメートルの写真1葉を貼り付けること。)
- (2) 講習対象者であることを疎明する次の書面
ア 講習対象者1の(1)に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
イ 講習対象者1の(2)に該当する者は、1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
ウ 講習対象者1の(3)に該当する者は、2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
エ 講習対象者1の(4)に該当する者は、旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
オ 講習対象者1の(5)に該当する者は、旧2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
カ 講習対象者2(追加取得講習)に該当する者は、前記必要書類の他に、既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し

※ 問合せ先

- 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課(TEL017-723-4211)
- 青森県内各警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課
- 一般社団法人青森県警備業協会(TEL017-775-2230)